

「年収の壁・支援強化パッケージ」における、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて

標題の件につきまして、厚生労働省及び総務省より通知がありましたので、お知らせいたします。

人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により直近の収入に基づく年収及び月収の見込みが収入限度額(年額 130 万円または 180 万円)となる場合において、通常であれば、被扶養者の新規認定がされず、また、既に扶養認定をされている者は認定が取消されます。

今回の通知により、事業主の証明を添付することで一時的に収入基準額を超過している者の新規の扶養認定を可能にし、また、既に扶養認定をされている者は認定継続されることとなります。ただし、一時的な収入増加であると認められない場合もございます。

なお、この制度は収入増の事実発生日が令和 5 年 10 月 20 日以降となる者に適用されます。それ以前の収入増については適用されません。

特例の適用には被扶養者の就業先の事業主の証明が必要となります。

被扶養者の収入の年額又は月額が収入限度額(年額 130 万円または 180 万円)を超過してしまった場合には、これらの証明を取得いただく必要がございます。

手続きの適用を受けたい方や手続きの詳細をお知りになりたい方は組合員が所属する部署の共済事務担当者(庶務担当者など)に確認してください。

※収入が既に超過してしまった場合や、今後収入が超えそうな場合はお早めに所属の共済事務担当者にご相談ください。対応が遅れた場合、当該制度が適用されずに、遡って取消となる可能性があります。